

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

阿波市長

## 公表日

平成29年4月5日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、阿波市に住所を有する40歳以上の者及び、住所地特例として阿波市が保険者となる被保険者で、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。</p> <p>また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業も行っている。</p> <p>合わせて、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険被保険者の資格の取得、喪失の決定          ②介護保険料額の算定に係る所得照会          ③納入通知書による介護保険料額の通知          ④介護保険料の納入状況の管理          ⑤介護サービス等受給のための要介護度等の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施          ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施          ⑦介護保険に関わる証明書の発行          ⑧給付関係事務にて被保険者の給付実績等管理の実施          ⑨保険者事務共同処理業務として、高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを実施</p> <p>また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを実施</p> <p>※本市では、「保険者事務共同処理業務」を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡表(訂正時には訂正連絡表)」を提供している。</p>
③システムの名称	<p>1 介護保険システム          2 団体内統合宛名システム          3 中間サーバー          4 伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
<h2>2. 特定個人情報ファイル名</h2>	
<p>・介護保険に関する資格、認定情報、給付、受給、保険料などの情報ファイル          ・伝送通信ファイル          受給者情報異動連絡票ファイル          受給者情報訂正連絡票ファイル</p> <p>※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p>	
<h2>3. 個人番号の利用</h2>	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険法)          2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第50条第1項各号及び第2項</p>
<h2>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</h2>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>1. 別表第2における情報提供の根拠          第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94の項)          第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(95の項)</p> <p>2. 別表第2における情報照会の根拠          第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項)          第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	阿波市健康福祉部介護保険課
②所属長	課長 林 英司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 健康福祉部 介護保険課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6814
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿波市役所 健康福祉部 介護保険課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6814

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報、3.個人情報の利用、法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険法)	1. 番号法第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険法) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第13号、第14号、第2項	事前	番号法、特定個人情報を利用できる事務に関する別表第一に対する主務省令の発令に伴う。
平成28年12月19日	I 関連情報、4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項)・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(42、56の2、61、62、94の項) 別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(93の項)	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 2. 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 3. 別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(42、56の2、61、62、94の項) 別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(93の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)・別表第二省令第46条、第47条	事前	番号法、特定個人情報を利用できる事務に関する別表第二に対する主務省令の発令に伴う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報、1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事業の概要	<p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、阿波市に住所を有する40歳以上の者及び、住所地特例として阿波市が保険者となる被保険者で、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。</p> <p>阿波市は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①介護保険被保険者の資格の取得、喪失の決定</li> <li>②介護保険料額の算定に係る所得照会</li> <li>③納入通知書による介護保険料額の通知</li> <li>④介護保険料の納入状況の管理</li> <li>⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施</li> <li>⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施</li> <li>⑦介護保険に関わる証明書の発行</li> </ol>	<p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、阿波市に住所を有する40歳以上の者及び、住所地特例として阿波市が保険者となる被保険者で、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。</p> <p>阿波市は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①介護保険被保険者の資格の取得、喪失の決定</li> <li>②介護保険料額の算定に係る所得照会</li> <li>③納入通知書による介護保険料額の通知</li> <li>④介護保険料の納入状況の管理</li> <li>⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施</li> <li>⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施</li> <li>⑦介護保険に関わる証明書の発行</li> <li>⑧給付関係事務にて被保険者の給付実績等管理の実施</li> <li>⑨保険者事務共同処理業務</li> </ol> <p>※本市において、「保険者事務共同処理業務」を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、個人番号が記載された「受給者異動連絡書(訂正時)」は訂正連</p>	事前	評価書の見直し
平成28年12月19日	I 関連情報、1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険システム(日立ADWORLD)</li> <li>2 地域包括支援システム(SOTシステムコミュニケーション)</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 中間サーバー</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険システム(日立ADWORLD)</li> <li>2 地域包括支援システム(SOTシステムコミュニケーション)</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 中間サーバー</li> <li>5. 伝送通信ソフト</li> </ol> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用する。</p> <p>データについて、電子メール方式で保険者と国保連合会で、データの送受信を行うシステムのこと。</p> <p>なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>	事前	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報、2.特定個人情報 ファイル名	介護保険に関する資格、認定情報、給付、受給、保険料などの情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険に関する資格、認定情報、給付、受給、保険料などの情報ファイル</li> <li>・伝送通信ファイル</li> <li>受給者情報異動連絡票ファイル</li> <li>受給者情報訂正連絡票ファイル</li> </ul> ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事前	評価書の見直し
平成29年2月6日	I 関連情報、3.個人情報の利用、法令上の根拠	1. 番号法第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険法) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第13号、第14号、第2項	1. 番号法第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険法) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第50条第1項各号及び第2項	事前	評価書の見直し
平成29年2月6日	I 関連情報、4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 2. 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 3. 別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(42、56の2、61、62、94の項) 別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(93の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)・別表第二省令第46条、第47条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 1. 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(95の項) 2. 別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)	事前	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月6日	I 関連情報、1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務、③シ ステムの名称	1 介護保険システム(日立ADWORLD) 2. 地域包括支援システム(SOTシステムコミュ ニティ) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険 審査支払等システムにて使用する。 データについて、電子メール方式で保険者と 国保連合会で、データの送受信を行うシステム のこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専 用回線を使用している。	1 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険 審査支払等システムにて使用するデータについ て、電子メール方式で保険者と国保連合会で、 データの送受信を行うシステムのこと。なお、保 険者と国保連合会との通信環境は専用回線 を使用している。	事前	評価書の見直し
平成29年2月6日	I 関連情報、1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務、②事 業の概要	介護保険法(平成9年12月17日法律第123 号)に基づき、阿波市に住所を有する40歳以上 の者及び、住所地特例として阿波市が保険者と なる被保険者で、要介護認定を受けた者には 介護給付を、要支援認定を受けた者には予防 給付を行っている。 阿波市は、被保険者が要介護状態等となるこ とを予防するとともに、要介護状態等となった場 合においても、可能な限り、地域において自立 した日常生活を営むことができるよう支援する ため、介護予防事業や包括的支援事業などの 地域支援事業を行っている。 また、介護保険事業に要する費用に充てるた め、保険料を徴収している。 介護保険法及び行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法 律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番 号法」という。)の規定に基づき、特定個人情 報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険被保険者の資格の取得、喪失の決 定 ②介護保険料額の算定に係る所得照会 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請 受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実 施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定 の実施 ⑦介護保険に関わる証明書の発行 ⑧給付関係事務にて被保険者の給付実績等管 理の実施 ⑨保険者事務共同処理業務 ※本市において、「保険者事務共同処理業務」 を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委 託をして事務を実施しており、個人番号が記載 された「受給者異動連絡書(訂正時)」は訂正連	介護保険法(平成9年12月17日法律第123 号)に基づき、阿波市に住所を有する40歳以上 の者及び、住所地特例として阿波市が保険者と なる被保険者で、要介護認定を受けた者には 介護給付を、要支援認定を受けた者には予防 給付を行っている。 また、被保険者が要介護状態等となることを 予防するとともに、要介護状態等となった場合 においても、可能な限り、地域において自立し た日常生活を営むことができるよう支援するた め、介護予防・日常生活支援総合事業や包括 的支援事業などの地域支援事業も行っている。 合わせて、介護保険事業に要する費用に充て るため、保険料を徴収している。 介護保険法及び行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法 律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番 号法」という。)の規定に基づき、特定個人情 報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険被保険者の資格の取得、喪失の決 定 ②介護保険料額の算定に係る所得照会 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス等受給のための要介護度等の 申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限 の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定 の実施 ⑦介護保険に関わる証明書の発行 ⑧給付関係事務にて被保険者の給付実績等管 理の実施 ⑨保険者事務共同処理業務 ※本市において、「保険者事務共同処理業務」 を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委	事前	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月8日	I 関連情報、1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事業の概要	<p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、阿波市に住所を有する40歳以上の者及び、住所地特例として阿波市が保険者となる被保険者で、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。</p> <p>また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業も行っている。合わせて、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険被保険者の資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定に係る所得照会 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス等受給のための要介護度等の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に関わる証明書の発行 ⑧給付関係事務にて被保険者の給付実績等管理の実施</p>	<p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、阿波市に住所を有する40歳以上の者及び、住所地特例として阿波市が保険者となる被保険者で、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。</p> <p>また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業も行っている。合わせて、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険被保険者の資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定に係る所得照会 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス等受給のための要介護度等の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に関わる証明書の発行 ⑧給付関係事務にて被保険者の給付実績等管理の実施</p>	事前	指針となる介護保険最新情報(Vol. 573)が送付されたため(平成28年11月30日付)
平成29年2月8日	//	<p>⑨保険者事務共同処理業務 ※本市において、「保険者事務共同処理業務」を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給者異動連絡表(訂正時には訂正連絡表)」を提供している。</p>	<p>⑨保険者事務共同処理業務として、高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを実施</p> <p>また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを実施</p> <p>※本市では、「保険者事務共同処理業務」を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡表(訂正時には訂正連絡表)」を提供している。</p>	事前	指針となる介護保険最新情報(Vol. 573)が送付されたため(平成28年11月30日付)









変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明